

第1問 相続が生じた場合の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 共同相続人のうちに相続人の欠格事由に該当する者がいる場合において、他の共同相続人への相続を登記原因とする所有権の移転の登記を申請するときは、登記原因証明情報として、被相続人及び相続人全員の戸籍の全部事項証明書又は法定相続情報一覧図の写しを提供すれば足りる。

イ 甲土地の所有権の登記名義人であるAの推定相続人である子B及びCのうち、Bが、Aから相続分を超える生前贈与を受けた後に死亡し、Bの子がDのみである場合において、その後にAが死亡したときは、Cは、甲土地について、Dが作成したBがAから特別受益を受けていることを証する情報を登記原因証明情報の一部として提供して、AからCへの相続を登記原因とする所有権の移転の登記を申請することができる。

ウ 甲土地の所有権の登記名義人であるAが死亡し、共同相続人が子B、C及びDである場合において、B、C及びDの間で「Bが甲土地を寄与分として取得する。」旨の協議がされたときは、Bは、登記原因証明情報の一部として当該協議がされたことを証する情報を提供し、相続を登記原因として、直接Bを登記名義人とする所有権の移転の登記を申請することができる。

エ 甲土地の所有権の登記名義人であるAが死亡し、その共同相続人がB、C及びDである場合において、その旨の登記を申請する前にBがその相続分をDに譲渡し、CD間で「甲土地をDが取得する。」旨の遺産分割協議が成立したときは、Dは、甲土地につき、D一人を登記名義人とする相続を登記原因とする所有権の移転の登記を申請することができる。

オ 共同相続人のうちの一部の者につき相続の放棄があった場合における被相続人から他の共同相続人への相続を登記原因とする所有権の移転の登記を申請するときは、登記原因証明情報の一部として、相続放棄申述受理通知書を提供することはできない。

1 アウ            2 アオ            3 イウ            4 イエ            5 エオ